

## 町民 町民課窓口にて受付番号発券機を導入しました

町民課 町民係 ☎(232)4914

町民課の窓口では、受付時の混雑を解消し、効率的に案内できるよう受付番号発券機を導入しました。

### ■受付番号種類

- 1 各種証明書の発行(住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑登録、印鑑証明など)
- 2 住民異動届関係(転入、転出、転居など)
- 3 戸籍届関係(婚姻届、出生届、死亡届など)
- 4 年金関係(国民年金の免除などの各種届、相談など)



◀受付番号発券機  
用件に応じてボタンを押すと番号カードが出ます。番号カードを受け取り、申請書などを記入してください。番号が呼ばれた人は窓口へお越しください(手続きなどの都合で、順番が多少前後する場合があります)。

## 宝くじ助成 宝くじ助成事業で屋外放送設備を整備

総務課 協働推進係 ☎(232)2111

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、鉄砲小路区に屋外放送設備(ワイヤレス方式)が整備されました。このコミュニティ助成事業は、宝くじ社会貢献広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後、鉄砲小路区のみならずの活性化が期待されます。



◀整備された屋外放送設備  
宝くじ助成事業で、宝くじ助成事業で屋外放送設備を整備しました。

## 男女共同参画 支え合う ともに歩む 幸せのみち

総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536



菊陽町男女共同参画社会推進懇話会委員  
小田 英喜さん

皆さん、「ほうれんそう」という言葉を聞いたことはありませんか。この言葉は食べる「ほうれんそう」のことではありません。ビジネスマンなら誰でも実行していることかと思えます。「ほう」は「報告」の「報」で、「れん」は「連絡」の「連」、「そう」は「相談」の「相」で「ほうれんそう」、会社や職場では非常に大事な言葉です。個人的、全体的なことを部下から上司へ、また上司から部下へと問題や改善点を相談・提案して協働作業で解決し、より良い職場環境を整え努力していくことが重要です。

「報連相」は会社や職場だけではなく、家庭でも非常に重要です。親子、夫婦、家族間などで「言った」「報告」「聞いてらん」と険悪な空気になったことはありませんか。私は時々あります。常日頃からコミュニ

ケーションを図り、共に対等な立場で相手の人権を尊重しつつ「思いやり」、「支え合う」良好な家庭環境を築いていくことが、非常に大切なことだと思えます。そして「ありがとう」のお礼、感謝の言葉を素直に伝える家庭や社会になっていきたいですね。

「お互いが思いやりを持って、協力し合える社会」。その男女共同参画の社会の実現が、家庭から地域や職場に広がって、子どもたちがすくすく育ち、大人も住みやすい社会につながっていくと思います。

## よかつれフェスタ 2014 ~ひととひとで築く いきいき菊陽~

町では、男女が社会のあらゆる分野で平等に参画し、家庭・地域・職場で対等のパートナーとして、共に幸せを実感できる社会を目指しています。

- 日時 1月25日(土) 午後1時開場  
午後1時30分~午後3時40分
- 場所 菊陽町図書館ホール(親子室あり)
- 内容  
午後1時30分 オープニングアトラクション  
「コーラス」「リズムダンス」  
午後2時 寸劇「カラスだって頑張るぞ!」  
午後2時30分 演劇 The ちゃぶ台  
「とめばあさんのある一日」  
作・演出:木内里美  
出演:木内里美、上田依里子

きない さとみ  
木内 里美さん



(略歴) 劇団SCOT、かもねぎショーツを経てTheちゃぶ台を主宰。欧米などの海外演劇祭に多数参加。文化庁創作劇奨励賞作品「セゾン・ド・メゾン」などに客演。「マクベス」(主演:段田安則・南果歩)ではマクダフ夫人他5役を演じ分け好評。ライフワークのおばあちゃんシリーズは自作自演で人気を得、県内外で公演。表現ワークショップの他高校演劇審査員も務める。

問い合わせ  
総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536

84歳の元気いっぱいのおばあさんがリサイクルショップを経営しながら、楽しく暮らす何気ないある一日。笑い満載で、そしてちょっぴりせつない芝居。現代人に贈る社会風刺の効いた元気で切ない佳作!

※車で来場の際は、第2・3駐車場をご利用ください。

## 競争入札参加資格申請(指名願い申請)を受け付けます

町が発注する建設工事、委託業務、物品購入および役務の供給などに関する、平成26・27年度の指名願い申請を受け付けます。

- 受付期間 2月3日(月)~2月28日(金)
- 提出先 〒869-1192(住所不要)  
菊陽町役場 財政課 管財係
- 提出方法 郵送(最終日の消印有効)  
※持参の場合は預かりのみ(土・日・祝日を除く)
- 有効期間  
①定期申請(平成26・27年度)  
平成26年4月1日~平成28年3月31日の2年間  
ア 県外建設工事業業者  
(熊本県外に主たる事業所(本社)を有する者)  
イ 測量・建設コンサルタント等事業者  
ウ 物品の供給または役務などの提供等事業者  
※イ・ウについては、熊本県内・県外を問いません。  
②追加申請(平成26年度)  
平成26年4月1日~平成27年3月31日の1年間
- 県内建設工事業業者  
(熊本県内に主たる事業所(本社)を有する者)  
※平成25・26年度の定期申請をした事業者は今回追加申請をする必要はありません。
- 提出書類など  
町ホームページに掲載しますので、様式はダウンロードしてください。
- 問い合わせ  
財政課 管財係 ☎(232)2111

